

議員提案第 25 号

新潟市議会会議規則の一部改正について

新潟市議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年 3 月 23 日提出

新潟市議会議員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

佐藤 耕 一

宇野 耕 哉

皆川 英 二

平松 洋 一

深谷 成 信

小野 清 一 郎

田村 要 介

伊藤 健 太 郎

五十嵐 完 二

志賀 泰 雄

高橋 三 義

石 附 幸 子

新潟市議会会議規則の一部を改正する規則

新潟市議会会議規則（昭和43年新潟市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務，疾病，育児，看護，介護，配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め，同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては，14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において，その期間を明らかにして」に改める。

第83条第1項中「事故」を「公務，疾病，育児，看護，介護，配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め，同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては，14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において，その期間を明らかにして」に改める。

第134条第1項中「，請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）」を「及び請願者の住所」に，「押印」を「署名又は記名押印」に改め，同条中第4項を第5項とし，第3項を第4項とし，同条第2項中「請願を」を「前2項の請願を」に改め，同項を同条第3項とし，同条第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には，邦文（点字によるものを含む。）を用いて，請願の趣旨，提出年月日，法人の名称及び所在地を記載し，代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。